

～おおむた下水道だより～ その1

第1回は、下水道事業運営の仕組みをご紹介します。

下水道の役割は、大きく「汚水（日常生活や生産活動等で使って汚れた水）の処理」と「雨水の排除」に分けられます。

詳しくは動画「レッツゴー!!大牟田市の下水道施設へ大冒険」でも紹介していますので、ぜひご覧ください。

下水道事業の経営原則

○独立採算の原則

地方公営企業法を適用している本市の公共下水道事業は、その事業に伴う収入（下水道使用料）によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算を基本原則として運営しています。

汚水処理の原則

○雨水公費・汚水私費の原則

雨水を排除するための費用は公費（税金）で負担し、汚水を処理するための費用は私費（下水道使用料）で負担することが原則となります。

汚水の処理については

原因者（汚水を排出する人）や受益者（下水道の使用という便益を受けている人）が明らかなことから、便益を受けている人が経費を負担するという「受益者負担の原則」に照らし、その排出量に応じて下水道の使用者が負担（下水道使用料）するという考え方によるものです。

雨水の排除については

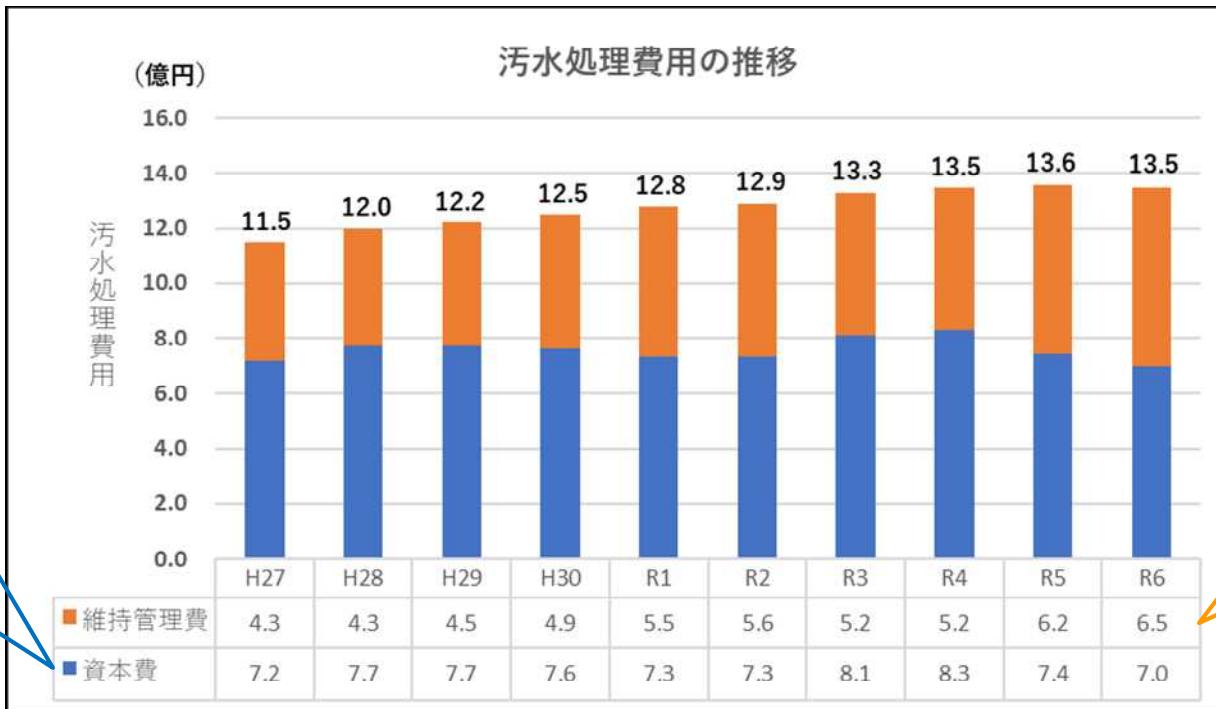
汚水の場合と異なり、原因が降雨であり、便益が広く市民に及ぶことから、雨水排除の経費を下水道使用料で負担するのは不適当と考えられています。そのため、雨水排除に要する費用は公費（税金）で賄います。

汚水処理費用の推移

下水道使用料で賄う汚水処理費用は、維持管理費分と資本費分に分けられます。

維持管理費：人件費、動力費、薬品費などの施設を運転して汚水処理を行うためにかかる費用で、ランニングコストに相当します。

資本費：減価償却費、企業債支払利息などの施設建設や設備投資を行うためにかかる費用で、イニシャルコストを費用化したものです。



資本費の一部は、公共用
水域の水質保全の観点や
そのすべてを下水道使用
料で負担すると著しく高
額となることなどから、
汚水処理費用であっても
公費で負担するこ
とができるとされています。

公費負担のない維管持理
費は、物価高騰や施設の
老朽化に伴い、10年間で
1.5倍になっています。